五島海区漁業調整委員会事務局 (五島振興局水産課内) 直通電話 0959-72-2254 担当者名 水田、柴田

## 五島海区漁業調整委員会指示の発出について(お知らせ)

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

記

## 令和5年五島海区漁業調整委員会指示第2号~21号

五島海区における次の定置漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年10月3日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

記

指示番号 別表のとおり
 免許番号 同

3. 指示事項

(1)区域 別表のとおり(2)禁止漁業 同

(3)禁止期間 同

4. 指示期間

令和5年10月3日から令和10年8月31日まで

## 別表

指示	指示事項	保護区域	禁止漁業	禁止期間
番号	免許番号	小吱丝头	₩ <b>™</b> ₩	<b>示业</b> 例的
五島海区	五定第1号	基点		
漁業調整		1 長崎県南松浦郡新上五島町小串郷先筋アクギリ鼻	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同郡同町同郷小島権現鼻	漁業	
指 示	五定第2号	3 同県同郡同町同郷鵜ノ瀬		
令和5年		4 同県同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻		
第 2 号				
	五定第3号	点		
		イ 2から95度30分 1,100メートルのところ		
		ロ 3と4を結ぶ直線上、3から1,500メートルのところ		
		区域 1、2、イ、ロ、3の各点を順次結んだ各直線と1から3		
		に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		

五島海隆 委 指 委 5 年 第 3 号	五定第4号	基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町小串郷鵜ノ瀬 2 同県同郡同町赤尾郷野案中島西端上の鼻 3 同県同郡同町似首郷字二番唐八瀬頂上 4 同県同郡同町同郷尾崎鼻一ツ瀬 点 イ 1と2を結ぶ直線上、1から1,200メートルのところ ロ 3から104度45分 700メートルのところ  区域 1、イ、ロ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4に至	集魚灯を利用する漁業	敷設期間
7 h 1/2 m	<b>→</b>	る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		
五島海区 漁業調整 委員会	五定第5号	基点 1 長崎県南松浦郡新上五島町丸尾郷上葛瀬	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
指 示 令和5年 第 4 号		区域 1を中心とする半径700メートルの円周によって囲まれた区域		
五島海区	五定第6号	基点		
漁業調整 委員会		1 長崎県南松浦郡新上五島町有川郷継子瀬頂上	集魚灯を利用する 漁業	敷設期間
指 示	五定第7号	点		
令和5年		イ 1から342度 500メートルのところ		
第 5 号		ロ 1から39度 1,350メートルのところ ハ 1から81度 1,350メートルのところ		
		二 1から162度 500メートルのところ		
		区域 1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線に よって囲まれた区域		
五島海区	五定第8号	基点		
漁業調整		1 長崎県南松浦郡新上五島町小河原郷野首崎北西端標識	集魚灯を利用する	敷設期間
委 員 会 指 示	五定第9号	2 同県同郡同町同郷松ヶ崎標識	漁業	
指		点		
第 6 号		~ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑		
		ロ 1から343度 1,710メートルのところ		
		ハ 2から10度 1,610メートルのところ		
		ニ 2から90度 380メートルのところ		
		区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ直線と1から 2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		

五島海区	五定第10号	基点		
漁業調整	业定第10万		集魚灯を利用する	敷設期間
		1 長崎県南松浦郡新上五島町赤尾郷源五郎島西端標識		<b>烈</b> 政刑间
委員会		L	漁業	
指示		点		
令和5年		イ 1から248度 300メートルのところ		
第7号		ロ 1から327度30分 990メートルのところ		
		ハ 1から15度30分 1,080メートルのところ		
		ニ 1から68度 300メートルのところ		
		区域 1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線に		
		よって囲まれた区域		
五島海区	五定第13号	基点		
漁業調整		1 長崎県南松浦郡新上五島町日島郷小浜南端標識	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同郡同町同郷ウンナシ鼻突端	漁業	
指示				
令和5年		点		
第8号		イ 1から90度 550メートルのところ		
		ロ 2から90度 650メートルのところ		
		277 90000 00007 [770]		
		│ │区域 1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至		
		る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		
五島海区	五定第14号	基点	<i>n</i> . <i>t</i> . <i>t</i>	n/ //
漁業調整		1 長崎県南松浦郡新上五島町有福郷カイ瀬突端	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同郡同町日島郷クジラ這突端	漁業	
指示		3 同県同郡同町同郷タカバナ突端		
令和5年		4 同県同郡同町有福郷オビヤ鼻突端		
第 9 号				
		点		
		イ 3から321度 700メートルのところ		
		ロ 4から2度 900メートルのところ		
		区域 1、2を結ぶ直線と3、イ、ロ、4を結ぶ各直線及び2か		
		ら3、1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた		
		区域		
五島海区	五定第15号	基点		
漁業調整		本	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同郡同町同郷同島下ノ鼻南側標識B	乗点月を利用する 漁業	700 HX 79 J1 F1
安 貝 云   指 示		2 时光时机时时间时间一个界用现际哦D	1/5/木	
令和5年		点 ( 1 th C 170時 070) la の la 7		
第 10 号		イ 1から170度 270メートルのところ		
		ロ 1から179度 450メートルのところ		
		ハ 2から241度30分 530メートルのところ		
		ニ 2から258度30分 400メートルのところ		
		区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1か		
		ら2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		

五島海区	五定第16号	基点		
漁業調整	並定列10万	本	   集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同郡同町同郷唐ノ辺多北側標識B	漁業	<i>D</i> X((X,79)[11]
指示		2 间外间和间间间间间外后 / 过多孔 网络麻蚊		
令和5年		点		
第 11 号		イ 1から289度 360メートルのところ		
		ロ 1から306度30分 515メートルのところ		
		ハ 2から359度 455メートルのところ		
		ニ 2から16度30分 270メートルのところ		
		<ul><li>■ 区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1か</li></ul>		
		ら2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		
五島海区	五定第17号	基点		
漁業調整		1 長崎県五島市奈留町大串早房梶ノ羽鼻突端	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同市同町大串早房コンブリ瀬	漁業	)D(B)() // 111-1
指示		3 同県同市同町大串鵜ノ小島北端	Im	
令和5年		4 同県同市同町大串鵜ノ小島南端	   雑魚磯刺網漁業	
· ·				
第 12 号		5 同県同市同町大串早房東側突端	\++	
			潜水器漁業	
		点		
		イ 2から322度 250メートルのところ		
		ロ 3から317度 880メートルのところ		
		区域       1、2、イ、ロ、3及び4、5の各点を順次結んだ各直線		
		及び3から4、1から5に至る最高高潮時海岸線によって		
		囲まれた区域		
五島海区	五定第18号	基点		
	工止第10万		生を伝えるロロートマ	±/.=n.++n.HH
漁業調整		1 長崎県五島市猪之木町ヨミサキ標識	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同市同町平瀬ノ上百合崎突端	漁業	
指示		3 同県同市蕨町折紙ノ鼻西端		
令和5年		4 同県同市猪之木納屋ノ上玄魚鼻西端		
第 13 号				
		点		
		イ 4から50度 630メートルのところ		
		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
		区域 1、2、3、イ、4の各点を順次結んだ各直線と1から4		
		に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		
五島海区	五定第19号	基点		n. =
漁業調整		1 長崎県五島市向町牛成標識	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同市同町牛成牛成鼻立石標識	漁業	
指 示				
令和5年		点		
第 14 号		イ 1から61度30分 950メートルのところ		
		ロ 2から36度 1,450メートルのところ		
		ハ 2から332度 500メートルのところ		
		ニ 2から302度40分 90メートルのところ		
		区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1か		
		ら2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		

五島海区	五定第20号	基点		
漁業調整	五足为20万	全点   1 長崎県五島市向町赤馬場標識   1 長崎県五島市向町赤馬場標識   1   1   1   1   1   1   1   1   1	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同市同町トンノ浦標識	乗点がを利用する 漁業	<b>放取粉</b> 间
		乙	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	
指示		. <del>Ie</del>		
令和5年		点		
第 15 号		イ 1 から168度 1,375メートルのところ		
		ロ 2から168度 1,675メートルのところ		
		区域 1、イ、ロ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2に至		
		る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		
五島海区	五定第21号	基点		
漁業調整		1 長崎県五島市富江町黒島カレホコ鼻北東端	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同市同町黒島カレホコ鼻南側穴の口	漁業	
指 示				
令和5年		点	雑魚磯刺網漁業	
第 16 号		イ 1から134度 350メートルのところ		
		ロ 1から81度 800メートルのところ		
		ハ 1 から15度 850メートルのところ		
		ニ 2から316度 400メートルのところ		
		   区域 1、イ、ロ、ハ、ニ、2の各点を順次結んだ各直線と1か		
		ら2に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		
<b>工户</b> 海区	<b>工力体の</b> ロ			
五島海区	五定第33号	基点	佐久原ナ利田よっ	#4.÷n.₩n.88
漁業調整		1 長崎県五島市玉之浦町玉之浦黒瀬北端標識	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同市同町玉之浦錨山標識	漁業	
指示				
令和5年		点	曳縄釣漁業	
第 17 号		イ 1から51度30分 790メートルのところ		
		ロ 2から96度30分 1,200メートルのところ		
		ハ 2 から141度15分 850メートルのところ		
		区域 1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2		
		に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域		
五島海区	五定第34号	基点		
漁業調整		┃ ┃ 1 長崎県五島市玉之浦町頓泊大バエ標識A号	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同市同町頓泊観音崎北側標識	漁業	70 112 17 711 1
指示		- FAMILIANIES SALEMEN OF LENGTH AND LENGTH OF	IIIION	
令和5年		   点	   雑魚磯刺網漁業	
第 18 号		<sup>       </sup>   イ 1 から26度15分 640メートルのところ	網大2メートル	
<del>加</del> 10 万			以上)	
		ハ 2から289度 1,030メートルのところ	1、1上之 4 8年16四次5 244	
			いせえび刺網漁業	
		区域 1、イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2	(網丈2メートル	
		に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	以上)	
			小型定置漁業	

五島海区	五定第35号	基点		
漁業調整	五足第35万	至	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同市同町高崎中島突端	漁業	放政州间
		2	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	
指示令和5年		<u> </u>	<b>地名</b> 地南美国	
		点 人,thèsem 1051 baoba 7	雑魚磯刺網漁業	
第 19 号		イ 1 から56度 125メートルのところ	(網丈2メートル	
		ロ 1から56度 1,700メートルのところ	以上)	
		ハ 2から90度 1,000メートルのところ	)	
			いせえび刺網漁業	
		区域 イ、ロ、ハ、2の各点を順次結んでイに至る各直線によっ	(網丈2メートル	
		て囲まれた区域	以上)	
			流網漁業	
			(網丈4メートル	
			以上)	
			はえなわ式雑魚か	
			ご漁業	
五島海区	五定第36号	基点		
漁業調整		1 長崎県五島市三井楽町濱ノ畔塩焚標識	雑魚磯刺網漁業	敷設期間
委員会		2 同県同市同町濱ノ畔後網標識	(網丈2メートル	
指 示		3 同県同市岐宿町川原沖の雁瀬頂上	以上)	
令和5年		4 同県同市同町岐宿立小島頂上		
第 20 号		5 同県同市同町岐宿松本鼻突端	いせえび刺網漁業	
		6 同県同市同町岐宿姫島観音崎	(網丈2メートル	
			以上)	
		点		
		イ 2から45度の直線と5から6を見通す線との交点	流網漁業	
		ロ 3と4を結ぶ直線と5から6を見通す線との交点	(網丈4メートル	
			以上)	
		区域 1、3、ロ、イ、2の各点を順次結んだ各直線と1から2		
		に至る最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	まき網漁業	
		なお、小型定置漁業については、沖の雁瀬と立小島白岩を		
		結ぶ線を越えて敷設してはならない。	小型定置漁業	
			はえなわ式雑魚か	
	1		ご漁業	

五島海区	五定第37号	基点		
漁業調整		1 長崎県五島市岐宿町岐宿立小島東端大岩	集魚灯を利用する	敷設期間
委員会		2 同県同市同町岐宿崎野標識	漁業	
指 示		3 同県同市同町岐宿八朔鼻標識		
令和5年		4 同県同市同町岐宿立小島西端	雑魚磯刺網漁業	
第 21 号		5 同県同市同町岐宿松本鼻突端	(網丈2メートル	
		6 同県同市同町岐宿姫島観音崎	以上)	
		点	曳縄釣漁業	
		イ 3から338度 1,020メートルのところ		
		ロ 5と6を結ぶ直線上の5から1,720メートルのところ	たこつぼ漁業	
		ハ 5と6を結ぶ直線上の5から470メートルのところ		
		区域 1、2を結ぶ直線と3、イ、ロ、ハ、4を結ぶ各直線及び		
		2から3、1から4に至る最高高潮時海岸線によって囲ま		
		れた区域		